

名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針

第1 趣旨

第1条 この方針では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第9項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)を適正に取扱うために必要な事項を定める。

2 この方針を運用するに当たっては、番号法、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。)、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)及び関係法令等に定める事項を順守しなければならない。

第2 用語の定義

第2条 この方針における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 所管課長 特定個人情報を取り扱う課等(課、室及び公所等(課を置かないものに限る。以下同じ。))の長をいう。
- (2) 業務所管課長 同一の業務において特定個人情報を取り扱う課、室及び公所等が複数にわたる場合、その業務を主体的に取りまとめる課等の長をいう。
- (3) システム所管課長 特定個人情報を取り扱う情報システムを管理する課等の長をいう。

第3 管理体制

(総括責任者)

第3条 特定個人情報の適正な取扱いに関する総括責任者は、総務局行政DX推進部長の職にある者を充てる。

(保護責任者)

第4条 特定個人情報の適正な取扱いに関する保護責任者を次の各号のとおり定める。

- (1) 各局区室における保護責任者 名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号。以下「細則」という。)第7条第2項に定める情報保護委員会の委員長をもって充てる。
 - (2) 特定個人情報を取り扱う業務における保護責任者 各業務所管課長をもって充てる。
- 2 前項第1号に定める保護責任者は、局区室における特定個人情報の保護対策及び安全管理措置を講じ、前項第2号に定める保護責任者は、所管する業務における特定個人情報の保護対策及び安全管理措置を講じる。

(所管課長)

第5条 所管課長は、特定個人情報を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割並びに取り扱う特定個人情報の範囲を、各課等においてあんしん条例第8条及び細則第31条に基づき定める「情報の保護及び管理の方法に関する定め」（以下「課の定め」という。）において指定する。

2 所管課長は、所管する課における特定個人情報の安全管理のために次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 各課等において番号法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を取り扱う事務及び特定個人情報の範囲を明確にするため、個人情報保護事務取扱要綱の個人情報ファイル簿に記載する情報を市政情報課に届け出ること。
- (2) 特定個人情報の取扱区域を定め、物理的な安全管理措置を講ずること。
- (3) 特定個人情報の取扱状況の把握及び記録の管理に関すること。
- (4) その他特定個人情報の安全管理措置に関すること。

(事務取扱担当者)

第6条 事務取扱担当者は、所管課長の指揮、監督のもと、関係法令等に従い適切に事務を行うものとする。

第4 教育研修

第7条 総括責任者は、保護責任者及びシステム所管課長に対し特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。

- 2 各局区室における保護責任者は、各所管課長に対し特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。
- 3 業務における保護責任者は、関連業務に携わる所管課長及び事務取扱担当者に対し特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。
- 4 システム所管課長は、特定個人情報を取り扱う情報システムを利用する職員に対し、システムの運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修をおおむね1年ごとに行う。
- 5 所管課長は、課等において職員に対し特定個人情報の安全管理に関する教育及び研修をおおむね1年ごとに行う。

第5 特定個人情報の取扱い

第8条 特定個人情報は、細則第28条第1項第1号に定める機密情報（以下「機密情報」という。）として適正に取り扱うものとする。

(特定個人情報の取得の制限)

第9条 番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務又は同条第12項に規定する個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合を

除き、個人番号の提供を求めてはならない。なお、提供を求める時期は、個人番号利用事務等を処理するために必要がある時とする。

- 2 本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（以下「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された特定個人情報の提供を受ける場合には、個人情報保護法第62条第1項各号に掲げる場合を除き、利用目的を特定し本人に明示しなければならない。
- 3 個人番号の提供を受ける場合の本人確認については、番号法第16条及び関係法令並びに番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者が認める方法により行う。
- 4 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第10条 所管課長は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、事務取扱担当者に特定個人情報を取り扱う権限を与えるに際し、その利用目的を達成するために必要最小限の職員を割り当てる。

- 2 取り扱う権限を有しない職員は、特定個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 事務取扱担当者は、取り扱う権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報に取り扱ってはならない。
- 4 事務取扱担当者は、業務上の目的で特定個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為については所管課長の許可を得た上で行うものとする。
 - (1) 特定個人情報の複製
 - (2) 特定個人情報の外部への送信
 - (3) 特定個人情報が記載された文書及び記録された媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

5 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合を除き、番号法第2条第10号に規定する特定個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を作成してはならない。

(特定個人情報の保管方法)

第11条 特定個人情報が記載された文書は、機密情報と同様に施錠できる保管庫等で保管する。

- 2 電磁的記録により記録された特定個人情報には暗号化又はパスワード設定を行う。
- 3 特定個人情報が記録されている媒体の取扱いについては、各局区室で定める外部記録媒体利用基準に基づき必要な措置を講じるものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第12条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(特定個人情報の削除・廃棄)

第13条 特定個人情報が記載された文書及び記録された媒体は、細則に定められた保存期間を経過した場合には速やかに溶解、裁断若しくは焼却又は電子計算機からの消去等復元不可能な方法によって確実に削除・廃棄する。

2 特定個人情報が記載された文書を溶解等するまでの保管については、第11条第1項の規定を準用する。ただし、他の機密文書と混在して保管する場合にあっては、個人番号を判別不可能な状態にマスキング等を行う。

3 特定個人情報等が記載された文書のうち、保存期間が満了し廃棄を決定したものについては、原則として廃棄する。ただし、名古屋市市政資料館が特に引き渡しの必要があると認める場合は、個人番号を判別不可能な状態にマスキング等をした後引き渡しを行う。

(特定個人情報の取扱状況の記録)

第14条 所管課長は、特定個人情報の利用、提供、廃棄の取扱いの状況について、情報システムにおいて記録する場合を除き、記録しなければならない。

(特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生時等の対応)

第15条 所管課長は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、他の機密情報同様に別に定める様式により報告を行うとともに必要な対策を行う。なお、個人情報保護委員会への報告については当面の間、総務局行政DX推進部デジタル改革推進課を窓口とする。

第6 情報システムにおける安全の確保等

第16条 システム所管課長は、特定個人情報（当該業務に関する情報システムで取り扱うものに限る。以下この条において同じ。）へのアクセス状況を記録し、その記録を7年間保存する。

2 システム所管課長は、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムの管理区域を明確にする。

3 システム所管課長は、管理区域に持ち込む機器等の制限等について必要な措置を講じる。

4 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムに接続して業務を行うシステム所管課長は、接続規程等が示す安全管理措置の遵守状況を確認、不備があった場合は適切な措置を講じる。

第7 業務の委託等

第17条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるかについてあらかじめ確認を行うものとする。

2 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする場合には、委託を受けた者において、

本市が果たすべき安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理措置が図されることを確認した上で再委託を諾否する。
- 4 特定個人情報の削除又は特定個人情報が記録された記録媒体等の廃棄を委託する場合には、復元不可能な状態に削除又は廃棄を行わなければならず、確実に削除又は廃棄が実施されたことについて委託先から証明書等の提出を受け確認を行う。

第8 監査及び点検の実施

第18条 特定個人情報の管理の状況の点検については、あんしん条例第27条第1項に基づき行う局区室の情報保護委員会による実地調査及びあんしん条例第29条第1項に基づき行う情報セキュリティ監査の点検項目に加えることにより実施する。

2 所管課長及びシステム所管課長は、前項の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。

第9 マニュアル等の整備

第19条 特定個人情報を取り扱う業務における保護責任者は、この方針を踏まえ業務における具体的な特定個人情報等の取扱マニュアル等を定めなければならない。

2 システム所管課長は、各情報システムにおける具体的な特定個人情報の取扱いについて安全管理措置基準を定めなければならない。

第10 委任

第20条 その他、この方針を実施するに必要な事項は別に定める。

附則

この方針は、平成27年12月22日から施行する。

附則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この方針は、令和7年12月3日から施行する。